

## 政府の総合雇用対策 生活福祉資金「離職者支援資金」の概要

### 趣 旨

雇用保険制度の枠外にいる自営業者及びパート労働者や、雇用保険の求職者給付期間が切れたことにより生計の維持が困難となった世帯に対するセーフティネットとして、新たに生活資金を貸し付ける制度「離職者支援資金」を創設。

実施主体 大阪府社会福祉協議会（窓口は市町村社協の予定。窓口開設までのお問い合わせは府社協テレフォンサービス まで）

### 貸付対象

失業中であって、次の条件のいずれにも該当するもの。ただし、現に雇用保険の一般求職者給付を受給中のものは除く。

- (1) 失業により生計の維持が困難となった世帯の生計中心者であること。
- (2) 離職の日から2年を超えていないこと。
- (3) 就労することにより世帯の自立が見込めること。

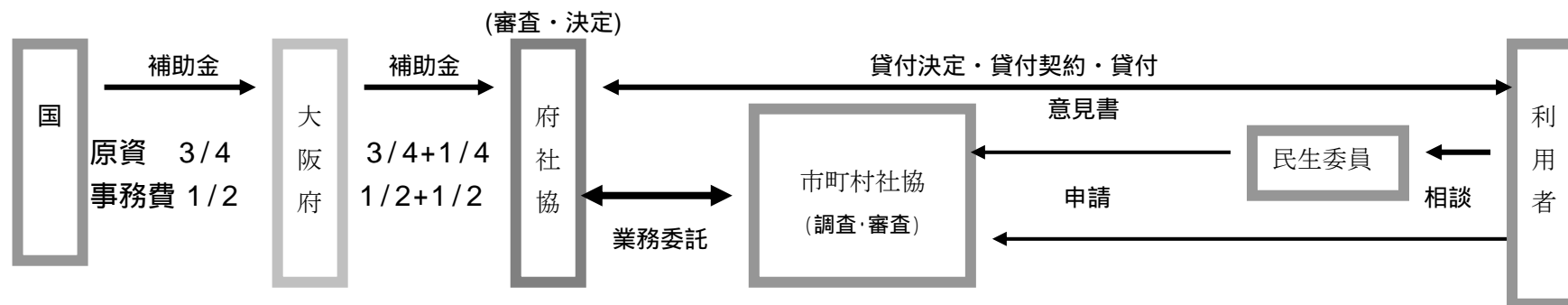
(注)失業者とは、現に仕事を持たず、就労することが可能な状態にあり、求職活動等仕事に就く努力をしている者をいう。(非自発的失業者に限る。)

### 貸付内容

- (1) 貸付期間 離職の日から2年以内（特別の場合は3年以内）の1年以内の期間（注）特別の場合とは、技能習得等をしている場合をいう。
- (2) 貸付限度額 月額20万円以内（単身世帯は月額10万円以内）
- (3) 償還期間 据置期間経過後5年以内（据置 最終貸付の日の属する月から6月以内）
- (4) 貸付利率 年利3%（据置期間中は無利子）
- (5) 連帯保証人 原則として2名（ただし、貸付額が120万円以内は1名）申込人とは別世帯で課税世帯であることが必要です。

貸付規模 100億円

### 貸付の手続きフロー



事業開始時期は、関係機関と調整中であり、決定次第発表します。

テレフォンサービス 06-6766-5366